

面会制限緩和のお知らせ

令和3年4月26日（月）より新型コロナウイルス感染症、院内感染対策のため面会禁止としておりましたが、5月8日（月）から5類移行に伴い、下記のとおり面会制限の緩和を図ることといたします。ただし、感染者数が増加傾向に転じた場合は、直ちに面会禁止としますので、ご了承下さい。引き続き、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

記

1. 緩和開始期間

令和5年5月8日（月）～

2. 面会時間

平日のみ 14:00～16:00の15分以内

3. 面会人数

家族(高校生以上、家族がいない場合はキーパーソン他)※患者毎1日少人数まで

4. 面会場所

①個室：病室内 ②その他（二人部屋以上）：原則デイルーム、面談室

5. 面会条件

- ①マスク着用・手指消毒の徹底
- ②咳・鼻水・のどの痛み・発熱などの症状のない方
- ③10日以内に新型コロナウイルス感染症と診断されていない方
- ④7日以内に新型コロナウイルス感染症と診断された方と接触のない方

6. 面会方法

- ①病院玄関で面会者自身が検温を行う。
- ②面会者は各病棟のスタッフステーションにて面会用紙に必要事項を記入して、面会許可証を携帯し、面会をする。
- ③面会中の飲食は、お控え下さい。

岡山労災病院 院長